

災害から身を守るためにできることは？

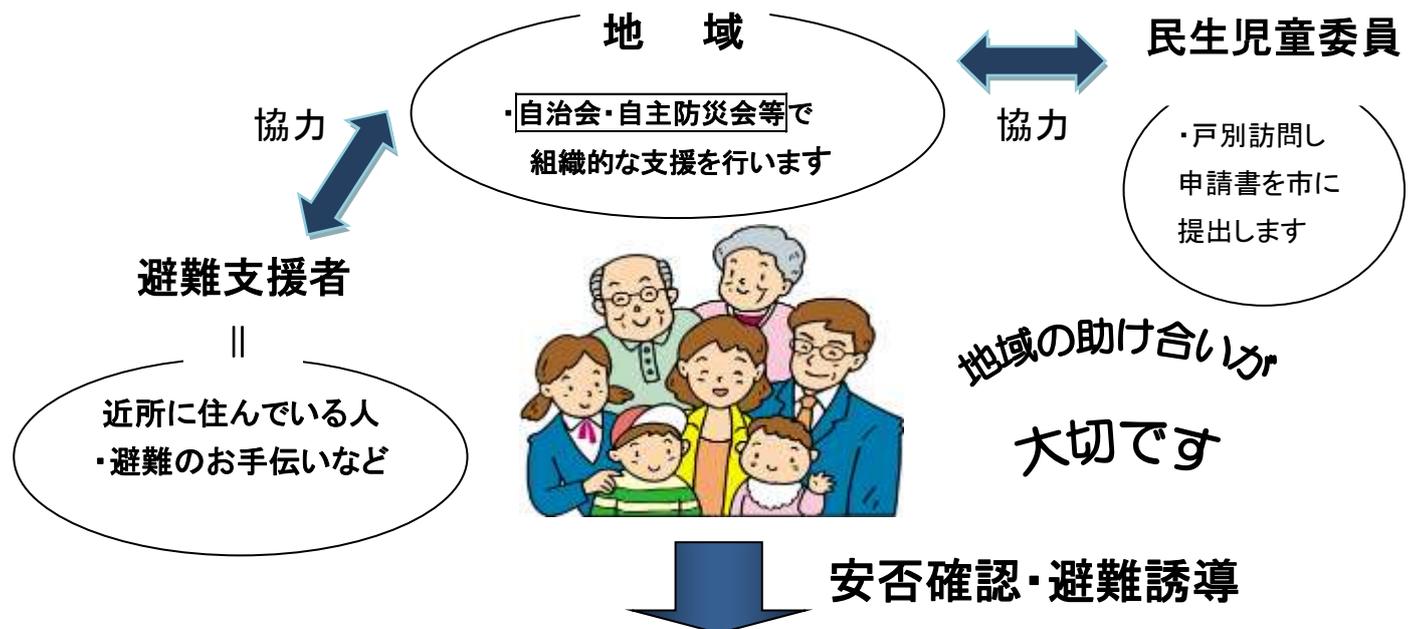
～災害時にともに助けあう制度（災害時要配慮者支援制度）のお知らせ～

◆ 地域ぐるみの助け合いの力を育てましょう ◆

地域には、災害が起こったときに一人で避難することが困難な人（災害時要配慮者）が暮らしています。市では「災害発生予想時の連絡や災害が起こった際の避難などの手助けが、災害時要配慮者に対して、地域の中で速やかに行われるためのしくみ」を市民のみなさんとともにつくりたいと考えています。

そのために、災害時の支援を希望される高齢者、難病患者、障がいのある方、妊娠中の方などに、この制度への登録をよびかけています。

市が登録情報にもとづいて名簿を作成し、地域で支援にあたる方々（民生児童委員、自治会・自主防災会、避難支援者等）へ情報を提供・共有することで、平時からの見守りにも活用されます。



要配慮者の対象者となる方

災害発生時の避難行動に、第三者（他者）による何らかの支援を必要とする、次のいずれかに該当する人です。ただし、福祉施設等に入所されている場合や、家族等により必要な支援を受けることができる人は除きます。

- 1 介護保険における要介護認定を受けている人（要介護3・4・5）
- 2 介護保険における要介護認定を受けている人（要介護2）で、65歳以上のみの世帯の人または一人暮らしの人
- 3 身体障害者手帳の交付を受けている人（1・2級）
- 4 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人（1・2級）
- 5 療育手帳の交付を受けている人（A、B）
- 6 75歳以上のみの世帯の人または一人暮らしの人
- 7 その他、上記以外で支援を希望する人（妊産婦、難病患者、日本語を解せない外国の人、65歳以上の人、日常生活に支援を必要とする人 等）

